

半期報告書

(第11期中) 自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

目次

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	8
4 【事業等のリスク】	8
5 【経営上の重要な契約等】	8
6 【研究開発活動】	8
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	9
第3 【設備の状況】	12
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	12
2 【道路資産】	13
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【中間連結財務諸表等】	18
2 【中間財務諸表等】	48
第6 【提出会社の参考情報】	60
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	61
第1 【保証会社情報】	61
第2 【保証会社以外の会社の情報】	61
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	61
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	63
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	64
第3 【指数等の情報】	65
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年12月18日
【中間会計期間】	第11期中（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮池 克人
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 布目 弘司
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄二丁目3番6号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 布目 弘司
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
営業収益 (百万円)	315,938	526,504	381,030	635,443	938,169
経常利益 (百万円)	16,059	10,049	20,923	3,433	7,037
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (百万円)	10,298	5,794	13,724	1,230	4,394
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	10,355	7,833	14,214	1,302	9,620
純資産額 (百万円)	217,149	203,446	218,291	198,641	204,126
総資産額 (百万円)	1,271,086	1,356,658	1,524,739	1,391,882	1,480,644
1株当たり純資産額 (円)	1,641.89	1,539.65	1,662.27	1,499.49	1,552.68
1株当たり中間(当期)純 利益金額 (円)	79.21	44.57	105.56	9.46	33.80
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.8	14.8	14.2	14.0	13.6
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△184,835	75,592	△114,721	△260,581	63,664
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△7,466	△11,669	△8,951	△13,320	△18,318
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	149,039	△47,203	58,768	252,409	27,950
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	90,857	129,346	121,020	112,627	185,924
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	9,579 (2,073)	9,805 (2,253)	9,855 (2,496)	9,567 (3,420)	9,763 (2,342)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当中間連結会計期間より、「中間(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する中間(当期)純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
営業収益 (百万円)	298,481	514,892	368,608	603,402	914,371
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	13,756	9,574	19,124	△2,208	2,721
中間(当期)純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	7,969	5,151	12,807	△3,094	628
資本金 (百万円)	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数 (千株)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額 (百万円)	189,154	180,690	188,975	178,090	176,168
総資産額 (百万円)	1,249,444	1,334,287	1,500,353	1,371,936	1,457,627
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.1	13.5	12.6	13.0	12.1
従業員数 (人)	2,091	2,147	2,124	2,112	2,126

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の記載を省略しております。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

なお、平成27年7月1日に、(株)エイチ・アール横浜は中日本ハイウェイ・リテール横浜(株)に、(株)グランセルセイワサービスは中日本ハイウェイ・リテール名古屋(株)に、商号を変更しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
高速道路事業	8,915	(1,484)
休憩所事業	508	(940)
その他（関連）事業	107	(72)
全社（共通）	325	(0)
計	9,855	(2,496)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数（人）	2,124
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、中日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 「安全性向上3カ年計画」の着実な実行

平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル上り線天井板落下事故では、9名の方がお亡くなりになり、多くの方々が被害に遭われました。私たちは、「二度とこのような事故を起こしてはならない」という深い反省と強い決意のもと、社外の有識者からなる「安全性向上有識者委員会」から頂いたご意見や国土交通省が設置した「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」の報告、その他外部の委員会の意見等を受け、平成25年7月に「安全性向上3カ年計画」を策定・公表しました。この計画は、「安全を最優先とする企業文化の構築」、「構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの見直し」、「安全管理体制の確立」、「体系化された安全教育を含む人材育成」、「安全性向上に向けた事業計画」の5項目からなり、項目毎に具体的な取組み施策を定めています。

平成27年5月には平成26年度の「安全性向上3カ年計画」の実施状況を安全性向上有識者委員会に報告し、同委員会からご意見をいただくとともに、実施状況を公表しました。

「安全性向上3カ年計画」の取組みについては、トンネル天井板や換気ダクト類の撤去を最優先に進め、撤去可能なトンネル天井板や換気ダクト類の撤去が完了しました。さらには、道路上で撤去できないジェットファンの二重の安全対策、大型標識等の重量構造物の移設又は二重の安全対策、鉄道等の重要交差箇所のコンクリート剥落対策、橋梁の床版取り替え等を計画的に進めてまいりました。

また、安全を最優先とする企業文化の構築、業務プロセスの見直し、安全管理体制の確立及び人材育成といった、いわゆる「安全文化の醸成」に向けて、これまでに整備したルールや仕組み等に則り、PDCAサイクルを循環させながら、「安全性向上3カ年計画」の各取組みを着実に進めました。

特に、笹子トンネル天井板落下事故の記憶を風化させず、社員の安全意識を更に徹底し、安全を最優先し自ら考える人材を育成することを目指し、平成27年8月に同事故の被害にあった車両をはじめとした事故関係資料等を保存・掲示した「安全啓発室」を整備し、同年9月にグループ会社も含めた社員研修への活用を開始しました。

さらに、現場の課題を社内で共有するとともに、安全最優先の経営理念の浸透を図るため、経営陣と現場の社員との双方向のコミュニケーションの強化にも取り組んでおります。

私たちは、ご遺族の皆さま、被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。また、平成27年度の経営方針である「安全性向上3カ年計画の達成」に向け、同計画の各取組み施策を着実に実行しているところであり、引き続きグループを挙げて再発防止と安全性向上に徹底的に取り組んでまいります。

「安全性向上3カ年計画」の着実な実行を通じて、当社グループが目指す「安全を最優先とする企業文化を有し、社会から信頼される会社」となるため、これからも全精力を傾注してまいります。

(2) 業績

当中間連結会計期間の当社グループの事業については、交通量は増加し、料金収入も計画を上回って推移しました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は381,030百万円（前年同期比27.6%減）、営業利益は20,261百万円（同132.5%増）、経常利益は20,923百万円（同108.2%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は13,724百万円（同136.8%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（高速道路事業）

当社は、東海地域を中心に高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。

建設事業については、新東名高速道路（浜松いなさジャンクション～豊田東ジャンクション間）55.2kmの平成28年2月13日の開通に向け、事業を進めています。

また、平成28年度以降の開通予定区間である新東名高速道路（海老名南ジャンクション～御殿場ジャンクション間）、中部横断自動車道（六郷インターチェンジ～増穂インターチェンジ間、新清水ジャンクション～富沢インターチェンジ間）、新名神高速道路（新四日市ジャンクション～亀山西ジャンクション間）、東京外かく環状道路（中央ジャンクション～東名ジャンクション間）、名古屋第二環状自動車道（飛島ジャンクション～名古屋西ジャンクション間）及び東海北陸自動車道四車線化事業（白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間）についても着実に事業を推進しました。

保全・サービス事業については、平成25年10月に策定した「道路付属物の第三者等被害防止対策の対応方針」に基づき、道路構造物や道路付属物の落下による第三者等被害の発生が懸念されるものに係る安全対策を進めました。

道路構造物等の点検については、平成26年7月1日に施行された道路法施行規則の一部を改正する省令において、トンネル等の点検は、近接目視により5年に1回の頻度で点検を行うことを基本とすること、点検、診断等について、記録・保存すること等が定められたことを受け、当社の「保全点検要領（構造物編）」についても、橋梁・トンネル等及び第三者等被害のおそれのある範囲の定期（詳細）点検は近接目視かつ触診や打音により点検を行うこと、点検結果、措置内容等を社内システムに記録し、保存することを規定するなど、所要の改訂を行いました。加えて、高速道路と交差する跨道橋に関しては、全12都県に設置した「高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会」において、点検結果、補修状況等の情報共有や点検及び点検結果に基づく補修等の実施計画の調整等を行いました。

このほか、危機管理・防災に関する取組み、重量超過車両に対する取組みの強化、交通事故の防止、新たな高速道路料金体系の実現に向けた取組みを行いました。

危機管理・防災に関する取組みについては、BCP（業務継続計画）の継続的な見直しとともに、大規模災害などが発生した際に、各被災地の支援にあたる自衛隊や消防、警察等の支援部隊の進出拠点として、また、高速道路をご利用になるお客さまや周辺にお住まいの皆さまの一時避難場所などとして活用することを想定した休憩施設の防災拠点化を進めるなど、防災機能の強化に取り組んでいます。加えて、災害発生時における応援復旧業務に関し、昨年度日本建設業連合会と応援協力協定を締結したほか、大雪時には、大雪に関する情報提供の充実や除雪車両の増車、広域応援派遣など除雪体制を強化し、円滑な交通の確保に努めました。

重量超過車両に対する取組みの強化については、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故につながるおそれのある重量超過車両に対して、平成27年4月から実施しています。新たな措置命令として、一定重量以上の重大な違反者に対しては、重量を減少させる「積荷の軽減」や、通行許可を取得するまでその場で停止を命ずる「通行の中止」を導入し実施するとともに、違反を繰り返す者に対しては、従来の個別指導や大口多頻度割引の停止措置に加え、ホームページでの社名公表などは正指導の強化を図りました。さらに、特に悪質な違反者に対しては、警察機関に告発を行うなど違反車両の撲滅に取り組んでいます。

交通事故の防止については、重大事故につながる可能性の高い高速道路での逆走について、過去4年間（平成23年～平成26年）の逆走発生箇所や件数などを分析し、学識経験者からのご意見も頂いたうえで、平成27年度の展開方針と新たな追加対策を取りまとめ、平成27年4月28日に公表しました。

新たな高速道路料金体系の実現に向けた取組みについては、平成27年9月に国土交通省が発表した「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」に基づき、高速道路会社（当社、東日本高速道路(株)及び首都高速道路(株)）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）において平成28年4月以降の首都圏の新たな高速道路料金の具体案を作成し、意見募集を行いました。引き続き関係機関との調整を図り、検討を進めてまいります。

こうした中、営業収益は359,272百万円（前年同期比28.9%減）、営業利益は16,835百万円（前年同期比182.9%増）となりました。

なお、営業収益の大幅な減少は、前中間連結会計期間に舞鶴若狭自動車道（小浜インターチェンジ～敦賀ジャンクション間）などの開通に伴い道路資産完成高を計上したことの反動によるものです。ただし、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき機構に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

営業利益の大幅な増加は、前中間連結会計期間において、料金割引制度の再編（料金割引額が縮小）が激変緩和措置により平成26年7月からの適用となったものがあり、制度再編による増収分を全期間通して享受することができなかった一方、費用の大部分を占める道路資産賃借料は、通常期どおり毎月概ね同額を機構に支払ったため、当中間連結会計期間と比較して上期の料金収入に占める道路資産賃借料の割合が高くなったことの反動によるものです。

なお、ETC^(注)利用率は平成27年9月に91.2%となりました。また、当中間連結会計期間の通行料金収入は335,461百万円（同4.8%増）でした。

（注）1. 上記のうち、工事中のインターチェンジ等の名称は仮称のものを含みます。

2. ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で、無線通信技術を使って自動的に有料道路の通行料金の支払いを行うシステムです。

（休憩所事業）

休憩所事業については、「お招き」と「おもてなし」の心でお客さまをお迎えし、何度でも訪れたいと感じていただけるような個性豊かで魅力あふれるサービスエリアの創造に取り組みました。

東名高速道路 上郷サービスエリア（上り）など既存のサービスエリアの一部について、それぞれにコンセプトを設けたリニューアルを進め、お客様サービスと収益力の向上を図りました。

新東名高速道路 NEOPASA（ネオパーサ）駿河湾沼津（上り）、東名高速道路 EXPASA（エクスパサ）足柄（上り）及び東名高速道路 EXPASA足柄（下り）では、テレビ局や有名キャラクターなどとのタイアップイベントを開

催したほか、中央自動車道 談合坂サービスエリア（上り）では、WEBサイトと連動した物産展を開催するなど、サービスエリアの新しい魅力を高める売り場づくりを展開しました。

名神高速道路 EXPASA多賀（下り）など名神高速道路沿線の一部のサービスエリア・パーキングエリアでは、平成27年7月1日に名神高速道路全線開通50周年を迎えたことを記念し、記念イベントの開催や、記念メニュー・商品の販売を行いました。

このほか、地域食材を活かした「メニューコンテスト」の開催、地元のとれたて野菜の販売や地元商品の品揃えの充実、近隣の方々が参加するイベントの開催等、地域活性化や地域社会との連携強化に努めました。

こうした中、営業収益は16,554百万円（前年同期比0.6%増）、営業利益は3,413百万円（同12.0%増）となりました。

（その他（関連）事業）

その他の関連事業については、観光振興事業、地域開発事業、海外事業などの事業を営んでいます。

観光振興事業については、高速道路を活用したドライブプランの策定、沿線地域の魅力をPRする地域誘客イベントの開催や観光情報誌の発行など、自治体と連携した高速道路沿線地域へのドライブ旅行の促進による観光振興に取り組むとともに、高速道路の工事現場や管理施設などの高速道路資産の見学と、地域の観光資源を組み合わせた当社ならではの旅行商品の提供を目指した企画販売に取り組みました。

地域開発事業については、地域活性化に資することを目的とし、平成27年4月にNEXCO中日本開発㈱において東海環状自動車道 土岐南多治見インターチェンジの隣接地に複合商業施設「テラスゲート土岐」をオープンさせました。また、社宅の整理統合により遊休地となった社有地を活用して、戸建の分譲宅地を東京都町田市、静岡県静岡市及び御殿場市で開発し、分譲を行っております。

海外事業については、当社の関連会社である日本高速道路インターナショナル㈱等と協力して、アジア・欧米の高速道路事業に係る現地調査を実施するとともに、関係機関と事業条件の協議を進めました。また、コンサルティング業務を新たにベトナムで1件受注し、昨年度からの継続案件5件を含め現地技術者の能力向上に貢献しました。このほか、海外からの視察団の受入れ等の積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めたほか、国が実施する海外協力事業への社員の派遣、海外の道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際貢献にも努めました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は5,216百万円（前年同期比3.8%増）、営業利益は8百万円（前年同期は営業損失305百万円）となりました。

なお、当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「中間純利益」を「親会社株主に帰属する中間純利益」としております。

(3) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益20,891百万円に加え、売上債権の減少額27,666百万円、減価償却費10,048百万円などによる増加があった一方、たな卸資産の増加額127,296百万円、仕入債務の減少額30,019百万円等により、営業活動によるキャッシュ・フローは、114,721百万円の資金支出（前年同期は75,592百万円の資金収入）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

料金機械、ETC装置等の設備投資9,761百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、8,951百万円の資金支出（前年同期比23.3%減）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債償還による支出50,000百万円があった一方、道路建設関係社債発行による収入108,062百万円による増加等により、財務活動によるキャッシュ・フローは、58,768百万円の資金収入（前年同期は47,203百万円の資金支出）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ8,326百万円減少し、121,020百万円（同6.4%減）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社グループでは、中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故という、決してあってはならない事故が発生した事実を厳粛かつ深刻に受け止め、「二度とこのような事故を起こしてはならない」という深い反省と強い決意のもと、ご遺族の皆さま、被害に遭われた皆さまに真摯に対応するとともに、平成25年7月26日に策定した「安全性向上3カ年計画」及び平成27年6月に策定した「経営計画2015チャレンジV（ファイブ）」を着実に実行し、再発防止の徹底と安全性向上に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはございません。

なお、前事業年度の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 3 機構との協定に基づく事業執行」に記載しております「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」につきましては、平成27年10月30日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道16号（八王子バイパス）は平成27年10月31日午前0時以降、本来管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されておりますので、当社の事業等のリスクからは消滅しております。

また、前連結会計年度の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1 民営化について（5）見直し」に記載のある民営化関係法の施行の状況について、平成27年7月に国土交通省が、高速道路機構及び各高速道路会社（当社、東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱）をいいます。）が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめています。

5【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社及び機構は、スマートインターチェンジの追加、中央自動車道上り線小仏地区渋滞対策、法人事業税の外形標準課税拡大への対応等に伴い、平成27年7月31日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、計画管理費、道路資産の貸付料の額、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第13条第1項第2号に規定する特定更新等工事（以下「特定更新等工事」といいます。）の事業費並びに新設、改築、修繕及び災害復旧、特定更新等工事に係る事業費の計画が変更されております。

なお、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」につきましては、平成27年10月30日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道16号（八王子バイパス）は平成27年10月31日午前0時以降、本来管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されております。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の重要テーマは、安全・安心、快適、コスト縮減、効率的な事業、高い品質の確保、環境負荷低減であり、新技術・新工法・新材料の開発を進めることであります。特に、平成25年度より「安全性向上3カ年計画」を受けて、安全・安心に資する技術開発を重点的に進めることとし、点検技術、モニタリング技術、補修技術などの高度化に資する技術開発を開始しています。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と共同して㈱高速道路総合技術研究所を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、586百万円であります。そのうち、安全・安心に関する研究開発費の総額は、448百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因

① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております（協定については、前事業年度の有価証券報告書中に記載する「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等（1）機構と締結する協定」及び前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照下さい。）。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期に比較して少なくなる傾向があります。

② 機構による債務引受け等

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重量的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団（以下「道路公団」といいます。）の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

③ 安全性向上積立金の活用

第8回定時株主総会（平成25年6月24日開催）において、高速道路の安全性向上に資する施策に充てることを目的として高速道路事業積立金から120億円を充当し、「安全性向上積立金」を設けました。

上記②に記載のとおり、機構は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされておりますが、安全性向上積立金を利用して行う事業については、安全性向上に係る道路資産の形成に要する費用の一部を機構による債務引受けの対象外として行います。

前連結会計年度においては、安全性向上に係る道路資産の形成に要する費用として、ジェットファンの二重の安全対策、大型標識等の重量構造物の移設又は二重の安全対策、鉄道等の重要交差箇所のコンクリート剥落対策等に要した約40億円の債務を機構による債務引受けの対象外とすることとし、その損失については、第10回定時株主総会（平成27年6月23日開催）において、安全性向上積立金から取り崩ししております。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 仕掛道路損失引当金

当社グループは、将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間連結会計期間末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を仕掛道路損失引当金として計上することとしておりますが、見積りを超える損失が発生した場合、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

なお、当中間連結会計期間末の仕掛道路資産については、将来の引渡時の損失が見込まれないため、残高はありません。

⑤ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑦ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多数の前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しております。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は381,030百万円（前年同期比27.6%減）となりました。内訳は、高速道路事業が359,272百万円（同28.9%減）、休憩所事業が16,554百万円（同0.6%増）、その他（関連）事業については5,216百万円（同3.8%増）でした。

② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は360,768百万円（同30.3%減）となりました。内訳は、高速道路事業が342,436百万円（同31.4%減）となり、休憩所事業13,140百万円（同1.9%減）、その他（関連）事業については5,208百万円（同2.3%減）でした。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は20,261百万円（同132.5%増）となりました。内訳は、高速道路事業が16,835百万円（同182.9%増）、休憩所事業が3,413百万円（同12.0%増）、その他（関連）事業が営業利益8百万円（前年同期は営業損失305百万円）でした。

③ 経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、負ののれん償却額171百万円等の計上により690百万円（同49.5%減）、営業外費用は物品売却損12百万円等の計上により29百万円（同7.5%減）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は20,923百万円（同108.2%増）となりました。

④ 親会社株主に帰属する中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益35百万円の計上により35百万円（同92.3%減）、特別損失は固定資産除却損61百万円等の計上により66百万円（同27.6%減）となりました。

以上の結果、法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は13,724百万円（同136.8%増）となりました。なお、1株当たり中間純利益金額は105円56銭であります。

なお、当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「中間純利益」を「親会社株主に帰属する中間純利益」としております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行を通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により締結された協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い、新たに23,340百万円の仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなりました。その内訳は下表のとおりとなっております。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産完成高 （百万円）（注2）
高速自動車国道 第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県浜松市北区引佐町東黒田 ～愛知県豊田市岩倉町 新設	平成27年4月	5,305
高速自動車国道 近畿自動車道敦賀線	福井県小浜市府中～ 福井県敦賀市高野 新設	平成27年4月	361
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成27年6月	17,386
		平成27年9月	
一般国道16号 （八王子バイパス）（注3）	修繕	平成27年6月	0
一般国道158号 （中部縦貫自動車道（安房峠道 路））	修繕	平成27年9月	27
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成27年6月	259
		平成27年9月	
合計			23,340

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

3. 一般国道16号（八王子バイパス）は、平成27年10月31日0時以降、国土交通大臣に管理を引継ぎ、無料開放されております。

また、平成27年9月30日現在の主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

(平成27年9月30日現在)

区分		賃借料(百万円) (注1) (注3)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	420,765 (注2)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線(大月市から東近江市まで(八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(岡谷市から安曇野市まで(安曇野インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道(富山県下新川郡朝日町から米原市まで(朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで(甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線(小浜市から敦賀市まで(小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号(新湘南バイパス)	
	一般国道1号(西湘バイパス)	
	一般国道138号(東富士五湖道路)	
	一般国道271号(小田原厚木道路)	
	一般国道302号(伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))	
一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から四日市市まで)		
一の路線	一般国道16号(八王子バイパス)(注4)	572
	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	288
合計		421,626

- (注) 1. 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの機構からの賃借料を記載しております。
2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。
3. 賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
4. 一般国道16号(八王子バイパス)は、平成27年10月31日0時以降、国土交通大臣に管理を引継ぎ、無料開放されております。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産に係る重要な建設計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成27年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成27年12月18日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、 単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成27年4月1日～ 平成27年9月30日	—	130,000,000	—	65,000	—	65,000

(6)【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	130,000,000	100.00
計	—	130,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 130,000,000	1,300,000	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,300,000	—

② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 86,489	※2 71,582
高速道路事業営業未収入金	86,224	61,053
未収入金	7,664	※5 11,192
有価証券	100,450	50,150
たな卸資産	899,634	1,026,754
その他	18,478	27,460
貸倒引当金	△14	△11
流動資産合計	1,198,925	1,248,182
固定資産		
有形固定資産		
土地	120,424	120,327
その他(純額)	139,288	134,426
有形固定資産合計	※1, ※3 259,712	※1, ※3 254,753
無形固定資産	7,761	7,720
投資その他の資産		
投資その他の資産	※2 12,968	※2 12,862
貸倒引当金	△254	△256
投資その他の資産合計	12,713	12,605
固定資産合計	280,187	275,080
繰延資産	1,531	1,476
資産合計	※2 1,480,644	※2 1,524,739
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	120,216	96,271
未払法人税等	3,288	8,402
引当金	2,972	3,331
その他	※2 88,781	※2, ※5 107,769
流動負債合計	215,258	215,775
固定負債		
道路建設関係社債	※2 862,185	※2 920,485
道路建設関係長期借入金	95,000	65,010
長期借入金	8	883
引当金	8,703	9,270
退職給付に係る負債	69,037	68,622
その他	26,325	26,399
固定負債合計	1,061,259	1,090,671
負債合計	1,276,518	1,306,447

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金	71,650	71,720
利益剰余金	69,464	83,188
株主資本合計	206,114	219,909
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	52	44
退職給付に係る調整累計額	△4,318	△3,857
その他の包括利益累計額合計	△4,265	△3,813
非支配株主持分	2,276	2,195
純資産合計	204,126	218,291
負債純資産合計	1,480,644	1,524,739

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業収益	526,504	381,030
営業費用		
道路資産賃借料	234,702	240,558
高速道路等事業管理費及び売上原価	243,407	80,829
販売費及び一般管理費	※1 39,680	※1 39,380
営業費用合計	517,790	360,768
営業利益	8,714	20,261
営業外収益		
受取利息	33	44
土地物件貸付料	94	91
負ののれん償却額	171	171
持分法による投資利益	205	141
その他	862	241
営業外収益合計	1,366	690
営業外費用		
支払利息	22	10
物品売却損	0	12
その他	9	6
営業外費用合計	31	29
経常利益	10,049	20,923
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 35
負ののれん発生益	460	—
特別利益合計	460	35
特別損失		
固定資産除却損	※3 83	※3 61
その他	8	5
特別損失合計	91	66
税金等調整前中間純利益	10,417	20,891
法人税、住民税及び事業税	5,274	7,592
法人税等調整額	△614	△462
法人税等合計	4,659	7,130
中間純利益	5,758	13,761
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失(△)	△35	37
親会社株主に帰属する中間純利益	5,794	13,724

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益	5,758	13,761
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8	△0
退職給付に係る調整額	2,006	464
持分法適用会社に対する持分相当額	60	△11
その他の包括利益合計	2,075	452
中間包括利益	7,833	14,214
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	7,869	14,176
非支配株主に係る中間包括利益	△35	37

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	71,650	67,718	204,368
会計方針の変更による累積的影響額			△2,648	△2,648
会計方針の変更を反映した当期首残高	65,000	71,650	65,070	201,720
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			5,794	5,794
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	－	－	5,794	5,794
当中間期末残高	65,000	71,650	70,864	207,515

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	22	△9,457	△9,434	3,707	198,641
会計方針の変更による累積的影響額					△2,648
会計方針の変更を反映した当期首残高	22	△9,457	△9,434	3,707	195,993
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益					5,794
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	9	2,066	2,075	△415	1,659
当中間期変動額合計	9	2,066	2,075	△415	7,453
当中間期末残高	31	△7,391	△7,359	3,291	203,446

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	71,650	69,464	206,114
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			13,724	13,724
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		70		70
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	70	13,724	13,794
当中間期末残高	65,000	71,720	83,188	219,909

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	52	△4,318	△4,265	2,276	204,126
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益					13,724
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					70
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△7	460	452	△80	371
当中間期変動額合計	△7	460	452	△80	14,165
当中間期末残高	44	△3,857	△3,813	2,195	218,291

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	10,417	20,891
減価償却費	10,566	10,048
負ののれん発生益	△460	—
持分法による投資損益 (△は益)	△205	△141
賞与引当金の増減額 (△は減少)	488	366
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	1,556	549
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	11	△2
退職給付に係る資産又は負債の増減額	676	104
受取利息及び受取配当金	△44	△51
支払利息	2,397	1,968
固定資産売却損益 (△は益)	4	△34
固定資産除却損	493	529
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,793	27,666
たな卸資産の増減額 (△は増加)	24,318	△127,296
仕入債務の増減額 (△は減少)	△9,487	△30,019
未払又は未収消費税等の増減額	49,085	△17,181
その他	△257	2,595
小計	79,769	△110,005
利息及び配当金の受取額	88	61
利息の支払額	△2,642	△2,302
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△1,622	△2,476
営業活動によるキャッシュ・フロー	75,592	△114,721
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△73	△3
定期預金の払戻による収入	736	6
有価証券の取得による支出	△300	—
有価証券の売却及び償還による収入	—	350
投資有価証券の取得による支出	△65	△195
投資有価証券の売却及び償還による収入	49	200
固定資産の取得による支出	△11,804	△9,761
固定資産の売却による収入	15	446
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△360	—
その他	131	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,669	△8,951
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	1,010
長期借入金の返済による支出	△12,425	△25
道路建設関係社債発行による収入	150,493	108,062
道路建設関係社債償還による支出	△185,000	△50,000
非支配株主への配当金の支払額	△13	—
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△48
その他	△257	△230
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,203	58,768
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	16,718	△64,903
現金及び現金同等物の期首残高	112,627	185,924
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 129,346	※ 121,020

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△12,425百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△10,550百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△185,000百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)24,318百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額184,441百万円が含まれております。
2. 当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△50,000百万円は、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△127,296百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額23,340百万円が含まれております。

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 25社

連結子会社の名称

中日本エクシス(株)
中日本エクストール横浜(株)
中日本エクストール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)
NEXCO中日本サービス(株)
中日本高速技術マーケティング(株)
(同)NEXCO中日本インベストメント
中日本ハイウェイ・リテール横浜(株)
中日本ハイウェイ・リテール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)
中日本ロード・メンテナンス東京(株)
中日本ロード・メンテナンス東海(株)
中日本ロード・メンテナンス中部(株)
中日本ロード・メンテナンス金沢(株)
中日本高速オートサービス(株)
NEXCO中日本開発(株)
箱根ターンパイク(株)

平成27年7月1日に、(株)エイチ・アール横浜は中日本ハイウェイ・リテール横浜(株)に、(株)グランセルセイワサービスは中日本ハイウェイ・リテール名古屋(株)に、商号を変更しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(株)ウェイザ
牛山クリーンサービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 13社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)
(株)高速道路総合技術研究所
(株)NEXCOシステムズ
(株)NEXCO保険サービス
ハイウェイ・トール・システム(株)
日本高速道路インターナショナル(株)
中日本施設管理(株)
日本ロード・メンテナンス(株)
(株)東京ハイウェイ
ティーシーメンテナンス(株)
(株)高速保全
NHS名古屋(株)
(株)デーロス・ジャパン

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

会社の名称

(非連結子会社)

(株)ウェイザ

牛山クリーンサービス(株)

(関連会社)

(株)章榮

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 3年～60年

機械及び装置 5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

- ⑤ETCマイレージサービス引当金
ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。
- ⑥ポイント引当金
カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。
ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。
- ③小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。
また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。
なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：通貨スワップ
ヘッジ対象：外貨建社債
- ③ヘッジ方針
主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
- (7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (8) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- ①繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
社債の償還期限までの期間で均等償却しております。
- ②消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当中間連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関係費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間連結会計期間の中間連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については、中間連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

当中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は70百万円減少しており、当中間連結会計期間末の資本剰余金は70百万円増加しております。

また、当中間連結会計期間の中間連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の中間期末残高は70百万円増加しております。

なお、当中間連結会計期間の1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益額に対する影響は、軽微であります。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

1. 前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「還付加算金」は金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「還付加算金」に表示していた503百万円は、「その他」として組み替えております。

2. 前中間連結会計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「物品売却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた9百万円は、「物品売却損」0百万円、「その他」9百万円として組み替えております。

3. 前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産売却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「特別損失」の「固定資産売却損」に表示していた4百万円は、「その他」として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
	119,014百万円	126,243百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債	902,185百万円 (額面額 902,185百万円)	960,485百万円 (額面額 960,485百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債	1,065,000百万円	1,075,000百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
現金及び預金	3百万円	3百万円
投資その他の資産	302百万円	302百万円

※3 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	45百万円	45百万円
その他(構築物)	27百万円	27百万円
その他(機械及び装置)	190百万円	190百万円
その他(車両運搬具)	27百万円	27百万円
計	291百万円	291百万円

4 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
機構	1,407,119百万円	661,000百万円
東日本高速道路㈱	6百万円	6百万円
西日本高速道路㈱	21百万円	12百万円
計	1,407,147百万円	661,018百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
機構	5,496百万円	－百万円

- ② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
機構	1,236,950百万円	1,156,950百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が50,000百万円（額面額）（前連結会計年度200,000百万円（額面額））減少しております。

※5 消費税等の取扱い

前連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」又は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
給与手当・賞与	4,838百万円	4,692百万円
役員退職慰労引当金繰入額	29百万円	32百万円
賞与引当金繰入額	794百万円	749百万円
退職給付費用	944百万円	722百万円
業務委託費	1,658百万円	1,677百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	8,861百万円	9,029百万円
利用促進費	14,587百万円	14,608百万円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産		
土地	－百万円	24百万円
その他(構築物)	－百万円	10百万円
その他(車両運搬具)	－百万円	0百万円
計	－百万円	35百万円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	13百万円	39百万円
その他(構築物)	6百万円	17百万円
その他(機械及び装置)	49百万円	0百万円
その他(車両運搬具)	0百万円	0百万円
その他(工具、器具及び備品)	7百万円	1百万円
無形固定資産	5百万円	2百万円
計	83百万円	61百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	75,439百万円	71,582百万円
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	53,000百万円	50,000百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来するコマーシャルペーパー (有価証券勘定)	1,999百万円	一百万円
計	130,439百万円	121,582百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	△1,092百万円	△562百万円
現金及び現金同等物	129,346百万円	121,020百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	421,748百万円	434,901百万円
1年超	18,176,951百万円	17,914,052百万円
合計	18,598,699百万円	18,348,954百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	389百万円	434百万円
1年超	1,308百万円	1,306百万円
合計	1,697百万円	1,741百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2.参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	86,489	86,489	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	86,224	86,224	—
(3) 未収入金	7,664	7,664	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	501	519	18
②その他有価証券	100,745	100,745	—
(5) 流動資産その他（短期貸付金）	2	2	—
資産計	281,627	281,645	18
(1) 高速道路事業営業未払金	120,216	120,216	—
(2) 未払法人税等	3,288	3,288	—
(3) 流動負債その他（未払金）	31,079	31,079	—
(4) 道路建設関係社債（1年内に償還 予定の道路建設関係社債を含む）	902,185	912,477	10,292
(5) 道路建設関係長期借入金（1年内 に返済予定の道路建設関係長期 借入金を含む）	95,000	95,017	17
(6) 長期借入金（1年内に返済予定の 長期借入金を含む）	1,008	1,009	0
負債計	1,152,778	1,163,088	10,309

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	71,582	71,582	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	61,053	61,053	—
(3) 未収入金	11,192	11,192	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	501	518	17
②その他有価証券	50,190	50,190	—
資産計	194,520	194,537	17
(1) 高速道路事業営業未払金	96,271	96,271	—
(2) 未払法人税等	8,402	8,402	—
(3) 流動負債その他（未払金）	11,735	11,735	—
(4) 道路建設関係社債（1年内に償還 予定の道路建設関係社債を含む）	960,485	968,814	8,329
(5) 道路建設関係長期借入金（1年内 に返済予定の道路建設関係長期 借入金を含む）	95,010	95,046	36
(6) 長期借入金（1年内に返済予定の 長期借入金を含む）	1,983	1,983	0
負債計	1,173,889	1,182,255	8,366

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金及び(5) 流動資産その他（短期貸付金）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資その他の資産（投資有価証券）

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 流動負債その他(未払金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

主として市場価格に基づき算定しております。

- (5) 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	保有目的	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	4,469	4,783
	その他有価証券	115	115

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資その他の資産(投資有価証券)」には含めておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	351	366	14
	(2) 社債	149	153	3
	(3) その他	—	—	—
	小計	501	519	18
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		501	519	18

当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	351	366	14
	(2) 社債	149	152	2
	(3) その他	—	—	—
	小計	501	518	17
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		501	518	17

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	208	128	80
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	208	128	80
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	32	38	△5
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	204	204	—
	(3) その他	100,300	100,300	—
	小計	100,536	100,542	△5
合計		100,745	100,670	74

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	179	100	79
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	179	100	79
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	11	15	△4
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	50,000	50,000	—
	小計	50,011	50,015	△4
合計		50,190	50,116	74

- (注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。
- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
 - (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
 - ① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - ② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - ③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合
 2. 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。
 3. 非上場株式（前連結会計年度連結貸借対照表計上額 115百万円，当中間連結会計期間中間連結貸借対照表計上額 115百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載は省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他（関連）事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。「その他（関連）事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額(注)1	中間連結財務諸表計上額(注)2
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連）事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	505,048	16,444	5,011	526,504	—	526,504
セグメント間の内部売上高又は振替高	11	3	13	28	△28	—
計	505,059	16,447	5,025	526,532	△28	526,504
セグメント利益又は損失(△)	5,952	3,048	△305	8,694	19	8,714
セグメント資産	1,029,273	173,487	7,229	1,209,990	146,667	1,356,658
セグメント負債	917,810	4,000	—	921,810	231,401	1,153,211
その他の項目						
減価償却費	8,762	1,665	138	10,566	—	10,566
持分法適用会社への投資額	3,480	—	584	4,064	—	4,064
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,400	1,480	454	7,335	1,606	8,941

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額19百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額146,667百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等であります。

(3) セグメント負債の調整額231,401百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,606百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

	報告セグメント				調整額(注)1	中間連結財務諸表計上額(注)2
	高速道路事業	休憩所事業	その他(関連)事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	359,261	16,553	5,216	381,030	—	381,030
セグメント間の内部売上高又は振替高	11	1	0	13	△13	—
計	359,272	16,554	5,216	381,043	△13	381,030
セグメント利益	16,835	3,413	8	20,257	4	20,261
セグメント資産	1,203,821	173,325	13,734	1,390,880	133,858	1,524,739
セグメント負債	1,055,495	1,000	975	1,057,470	248,977	1,306,447
その他の項目						
減価償却費	8,257	1,639	152	10,048	—	10,048
持分法適用会社への投資額	3,850	—	827	4,678	—	4,678
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,693	688	337	4,719	1,209	5,928

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額4百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (2) セグメント資産の調整額133,858百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等でありませす。
- (3) セグメント負債の調整額248,977百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,209百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	320,174	184,441	21,887	526,504

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
機構	184,441	高速道路事業

II 当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	335,450	23,340	22,239	381,030

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
機構	23,392	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

のれんの償却額及び未償却残高はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当中間期償却額	－	－	－	－	171	171
当中間期末残高	－	－	－	－	4,699	4,699

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

のれんの償却額及び未償却残高はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当中間期償却額	－	－	－	－	171	171
当中間期末残高	－	－	－	－	4,357	4,357

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当中間連結会計期間において、高速道路事業において229百万円、休憩所事業において47百万円、その他（関連）事業において183百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、主に当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱が中日本ロード・メンテナンス金沢㈱の株式を追加取得したこと、及び当社の子会社である（同）中日本インベストメントが箱根ターンパイク㈱の株式を取得したことに伴い発生したものであります。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	44.57円	105.56円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	5,794	13,724
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	5,794	13,724
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	1,552.68円	1,662.27円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	204,126	218,291
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,276	2,195
(うち非支配株主持分)(百万円)	(2,276)	(2,195)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	201,849	216,095
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第62回社債	中日本高速道路株式会社第63回社債
発行総額	金500億円	金200億円
利率	年0.225パーセント	年0.576パーセント
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	平成27年11月13日	平成27年11月13日
償還期日	平成32年9月18日	平成37年11月13日
担保	一般担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	83,128	67,554
高速道路事業営業未収入金	86,229	61,057
未収入金	6,399	※5 9,949
有価証券	100,000	50,000
たな卸資産	899,527	1,025,677
その他	15,699	24,899
貸倒引当金	△14	△11
流動資産合計	1,190,969	1,239,126
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	※2 83,619	※2 79,898
無形固定資産	2,607	2,320
高速道路事業固定資産合計	86,227	82,218
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	109,451	109,386
その他(純額)	35,192	34,403
有形固定資産合計	※2 144,643	※2 143,790
無形固定資産	401	359
関連事業固定資産合計	145,044	144,150
各事業共用固定資産		
有形固定資産	18,168	17,436
無形固定資産	3,968	4,228
各事業共用固定資産合計	22,137	21,665
その他の固定資産		
有形固定資産	737	684
その他の固定資産合計	737	684
投資その他の資産		
投資その他の資産	※1 11,155	※1 11,208
貸倒引当金	△175	△177
投資その他の資産合計	10,979	11,031
固定資産合計	265,127	259,750
繰延資産	1,531	1,476
資産合計	※1 1,457,627	※1 1,500,353

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	135,780	109,484
1年以内返済予定長期借入金	1,000	31,000
1年以内償還予定社債	※1 40,000	※1 40,000
リース債務	225	237
未払法人税等	2,412	7,543
引当金	1,231	1,218
その他	55,273	47,416
流動負債合計	235,924	236,900
固定負債		
道路建設関係社債	※1 862,185	※1 920,485
道路建設関係長期借入金	95,000	65,010
その他の長期借入金	8	8
リース債務	545	465
退職給付引当金	55,959	56,243
その他の引当金	8,571	9,142
その他	23,265	23,122
固定負債合計	1,045,535	1,074,477
負債合計	1,281,459	1,311,378
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全性向上積立金	8,001	3,975
高速道路事業積立金	13,353	11,966
固定資産圧縮積立金	434	433
別途積立金	20,024	22,479
繰越利益剰余金	△2,296	13,470
利益剰余金合計	39,517	52,325
株主資本合計	176,168	188,975
純資産合計	176,168	188,975
負債純資産合計	1,457,627	1,500,353

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	504,975	359,187
営業費用	498,252	342,520
高速道路事業営業利益	6,722	16,666
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	2,394	1,627
休憩所等事業収入	6,932	7,185
不動産賃貸収入	41	35
その他の事業収入	548	572
営業収益合計	9,917	9,420
営業費用		
受託業務費用	2,425	1,690
休憩所等事業費	4,984	5,013
不動産賃貸費用	15	15
その他の事業費用	1,053	845
営業費用合計	8,480	7,564
関連事業営業利益	1,437	1,855
全事業営業利益	8,160	18,522
営業外収益	※1 1,450	※1 636
営業外費用	※2 36	※2 33
経常利益	9,574	19,124
特別利益	-	35
特別損失	227	27
税引前中間純利益	9,347	19,131
法人税、住民税及び事業税	4,620	6,720
法人税等調整額	△423	△395
法人税等合計	4,196	6,324
中間純利益	5,151	12,807

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当中間期変動額				
安全性向上積立金の取崩				
高速道路事業積立金の取崩				
別途積立金の積立				
中間純利益				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本						純資産合計
	利益剰余金					株主資本合計	
	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
	安全性向上積立金	高速道路事業積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,000	14,592	17,890	△3,042	41,440	178,090	178,090
会計方針の変更による累積的影響額				△2,551	△2,551	△2,551	△2,551
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,000	14,592	17,890	△5,593	38,888	175,539	175,539
当中間期変動額							
安全性向上積立金の取崩	△3,998			3,998			
高速道路事業積立金の取崩		△1,238		1,238	-	-	-
別途積立金の積立			2,134	△2,134	-	-	-
中間純利益				5,151	5,151	5,151	5,151
当中間期変動額合計	△3,998	△1,238	2,134	8,254	5,151	5,151	5,151
当中間期末残高	8,001	13,353	20,024	2,660	44,040	180,690	180,690

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当中間期変動額				
安全性向上積立金の取崩				
高速道路事業積立金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
中間純利益				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本						株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金							
	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
	安全性向上積立金	高速道路事業積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,001	13,353	434	20,024	△2,296	39,517	176,168	176,168
当中間期変動額								
安全性向上積立金の取崩	△4,025				4,025			
高速道路事業積立金の取崩		△1,387			1,387	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩			△1		1	-	-	-
別途積立金の積立				2,454	△2,454	-	-	-
中間純利益					12,807	12,807	12,807	12,807
当中間期変動額合計	△4,025	△1,387	△1	2,454	15,767	12,807	12,807	12,807
当中間期末残高	3,975	11,966	433	22,479	13,470	52,325	188,975	188,975

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

③ 原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	8～60年
機械及び装置	5～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

前中間会計期間まで関連事業営業損益の営業費用で表示しておりました「受託業務事業費」は、高速道路事業等会計規則（平成17年6月1日国土交通省令第65号）の改正に伴い、当中間会計期間より「受託業務費用」に名称を変更しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債	902,185百万円 (額面額902,185百万円)	960,485百万円 (額面額960,485百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債	1,065,000百万円	1,075,000百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
投資その他の資産	287百万円	287百万円

※2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	3百万円	3百万円
車両運搬具	27百万円	27百万円
関連事業固定資産		
建物	8百万円	8百万円
構築物	27百万円	27百万円
機械及び装置	186百万円	186百万円
計	253百万円	253百万円

3 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
機構	1,407,119百万円	661,000百万円
東日本高速道路㈱	6百万円	6百万円
西日本高速道路㈱	21百万円	12百万円
計	1,407,147百万円	661,018百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
機構	5,496百万円	－百万円

- ② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
機構	1,237,100百万円	1,157,100百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が50,000百万円（額面額）（前事業年度200,000百万円（額面額））減少しております。

4 貸出コミットメント

当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
貸出コミットメントの総額	22,800百万円	22,500百万円
貸出実行残高	20百万円	46百万円
差引額	22,779百万円	22,453百万円

※5 消費税等の取扱い

前事業年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成27年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
受取利息	10百万円	10百万円
有価証券利息	5百万円	14百万円
受取配当金	692百万円	375百万円
土地物件貸付料	101百万円	97百万円

※2 営業外費用のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
支払利息	33百万円	20百万円
物品売却損	0百万円	12百万円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	8,398百万円	7,945百万円
無形固定資産	1,378百万円	1,288百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式5,566百万円、関連会社株式1,703百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間(平成27年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式5,566百万円、関連会社株式1,897百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第62回社債	中日本高速道路株式会社第63回社債
発行総額	金500億円	金200億円
利率	年0.225パーセント	年0.576パーセント
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	平成27年11月13日	平成27年11月13日
償還期日	平成32年9月18日	平成37年11月13日
担保	一般担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成27年5月26日東海財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第10期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月26日東海財務局長に提出
- (3) 訂正発行登録書（普通社債）
平成27年6月26日東海財務局長に提出
- (4) 訂正発行登録書（普通社債）
平成27年8月10日東海財務局長に提出
- (5) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成27年11月6日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債(以下「各社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 (2) 機構による債務引受け等」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの)とします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成27年12月18日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第40回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第41回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成24年5月23日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第42回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第43回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成24年9月20日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第44回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成24年9月20日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第45回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成24年9月20日	35,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第46回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年11月9日	60,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第47回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年3月19日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第48回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年3月19日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第49回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年5月21日	70,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第1回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年9月10日	97,520 (10億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第50回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月8日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第51回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月8日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第52回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月8日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第53回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月14日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第54回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月14日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第55回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月14日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第56回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月14日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第57回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年5月30日	100,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第2回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年8月5日	50,840 (5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第3回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年11月5日	53,825 (5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第58回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年2月19日	25,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第59回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年2月19日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第60回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年2月19日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第61回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年6月2日	60,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第4回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年9月17日	48,300 (4億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第62回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年11月13日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第63回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年11月13日	20,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成27年9月30日現在の機構の概要は次のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成27年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の理事長の任期は4年、理事及び現任の監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成27年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

	(単位：百万円)
I 資本金	5,534,088
政府出資金	4,049,092
地方公共団体出資金	1,484,996
II 資本剰余金	843,252
資本剰余金	89
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外除売却差額相当額	△40
損益外減価償却累計額	△5,668
損益外減損損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	3,922,602
純資産合計	10,299,943

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
 - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充

てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
- (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xii) 上記(xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び各高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月15日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月15日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。